

信州学び円卓会議メッセージPR用動画制作業務 仕様書（案）

信州学び円卓会議運営委員会

この仕様書は、信州学び円卓会議運営委員会（以下「委託者」という。）が行う、信州学び円卓会議メッセージPR用動画制作業務（以下「本業務」という。）を委託するあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業名

信州学び円卓会議メッセージPR用動画制作業務

2 目的

信州学び円卓会議が令和6年7月に発出した「学びの『新しい当たり前』を共に創る」というメッセージの目指すべき理念や方向性を、県民及び教育に携わる関係者に広く共有する動画を制作し、様々な主体が協働して「学びの『新しい当たり前』を共に創る」ことを推進していくことを目的とする。

3 委託期間

委託期間は契約締結日から令和7年1月31日まで

4 業務内容

（1）動画の制作

信州学び円卓会議が発出したメッセージの理解を促進する動画を制作する

ア 制作方針

（ア）動画視聴者が信州学び円卓会議のメッセージの内容を理解できる内容

（イ）県民や児童・生徒、教員など教育に関する当事者を出演させて、県全体で取り組んでいく機運が醸成できる内容

イ 動画仕様

（ア）3分～5分、30秒の2本を制作する

30秒版は3分～5分の動画をベースに制作することも可

（イ）必要に応じて日本語字幕及びBGMを入れる

（ウ）4K以上の画質とする

ウ 利用場面

（ア）委託者のホームページ及びYouTubeチャンネルへの掲載

（イ）委託者が関係する団体等のホームページ、SNS等への掲載

（ウ）委託者が関与するイベント等での放映

（エ）その他、委託者が必要と判断した場面での利用

エ 制作プロセス

以下の各プロセスにおいて委託者との合意を経て制作を進めることとする。

（ア）取材、編集のスケジュール

（イ）取材候補先のリストアップ

（ウ）動画の構成、動画の簡易コンテの制作

（エ）取材、撮影の実施

（オ）動画の仮編集、本編集

オ その他条件等

（ア）肖像権や著作権に係る必要な手続きについて、取材・撮影、納品後加工、利用（YouTube等へのアップロード、報道機関への提供・貸出、webサイト・SNS上での掲載等）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用や許可申請等を発生させないようにすること。

（イ）動画の素材は基本的に今回新規で撮影するものを使用すること。ただし、時間的に撮影困難であったり、既存素材を活用することで大幅な費用削減できるような場合は、委託者

と協議の上で既存の素材も活用できることとする。

5 成果品

(1) 提出物

- ア 動画データ ※USB や DVD-R 等の外部記憶装置に格納
- イ 動画絵コンテ (データ及び印刷物 3 部)

(2) 提出先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2
信州学び円卓会議運営委員会事務局 (長野県県民文化部県民の学び支援課内)
(担当) 木曾、片桐
電 話 026-235-7056 (直通)
F A X 026-235-7284
メー ル manabi@pref.nagano.lg.jp

6 完了検査

- (1) 受託者は、本業務完了後、本業務の責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための責任者を置くこと。
- (2) 責任者は、業務執行に必要な要員等を確実に手配し・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。提案書においては、委託者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、委託者からの求めがあった場合は、速やかに委託者へ報告すること。

8 成果品の帰属

- (1) 委託により制作された成果品に関する権利は委託者に帰属する。委託者は委託期間終了後も、必要とする期間において成果品の使用を継続する。
また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
なお、受託者が従前権利を有する著作物を使用する場合は事前に委託者の同意を得るものとする。
- (2) 本事業成果品等は加工及び二次利用できるものとする。
なお、合理的な理由がある場合はこの限りでないが、留保される権利について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

9 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。
- (3) 受託者は、成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 再委託

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者があらかじめ承諾した時は、その限りでない。
- (2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

11 その他

- (1) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。